別記(第2条関係)

第1　支給対象者

1　ひとり親世帯応援臨時給付金は、令和2年4月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の受給者に対して支給する。

2　1に規定するほか、ひとり親世帯応援臨時給付金は、令和2年3月分の児童扶養手当の受給者であって、当該者に係る監護等児童(法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。)が18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、児童扶養手当を受給すべき事由が消滅した者に対して支給する。

3　1及び2の規定にかかわらず、ひとり親世帯応援臨時給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1又は2に規定する者(以下「受給者等」という。)に対してひとり親世帯応援臨時給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

|  |  |
| --- | --- |
| ①令和2年3月31日(令和2年3月分の監護等児童については令和2年2月29日。以下「基準日」という。)後に受給者等が死亡した場合(この3の規定によりひとり親世帯応援臨時給付金を支給される者が、当該者に対してひとり親世帯応援臨時給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。) | 左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る監護等児童に係る児童扶養手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者 |

第2　対象児童

　第1に規定する者(以下「支給対象者」という。)に支給されるひとり親世帯応援臨時給付金の対象児童(ひとり親世帯応援臨時給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。)は、支給対象者に支給される令和2年4月分の児童扶養手当に係る児童及び同年3月分の児童扶養手当に係る児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、又は死亡したことにより、令和2年4月1日時点において監護等児童でない児童に限る。)とする。